平成２６年（フ）第３４８号
沖縄県那覇市鏡原町４番13号　平良修アパート102
債務者　津覇　友海
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月３日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６６号
秋田県大館市二井田字中台15番地67、借入時の住所秋田県大館市板沢字屋布25番地
債務者　富樫　直樹
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第６７号
秋田県大館市片山町１丁目７番５号、前住所秋田県大館市片山町１丁目６番73号、借入時の住所秋田県大館市花岡町字根井下390番地７
債務者　田村リザこと　ＴＡＭＵＲＡ　ＬＩＺＡ　ＭＡＩＳＡ
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第１４６号
茨城県取手市井野866－１アムールＡ　201号室、住民票上の住所千葉県柏市布施新町２丁目22番14号
債務者　高泉　　梢
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
茨城県龍ケ崎市佐貫２丁目13番地11　エンゼルハイム佐貫第３棟402号室、前住所茨城県龍ケ崎市久保台４丁目１番地７　５－108
債務者　吉野　　茂
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１４８号
茨城県稲敷市下太田4774番地、住民票上の住所茨城県稲敷市中山1025番地　市営中山住宅７号
債務者　臼田　恵麻
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
茨城県取手市戸頭１丁目16番23号
債務者　相良　茂男
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
茨城県稲敷市古渡313番地
債務者　松田　直美
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
福島県白河市昭和町249番地２　中上ハイツ１階Ｂ号室
債務者　吉田　　勇
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第２８号
福島県東白川郡棚倉町大字逆川字向原48番地３
債務者　塩田　五男
1　決定年月日時　平成26年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
群馬県桐生市境野町７丁目190番地15、住民票上の住所栃木県足利市小俣町2760番地
債務者　小暮　恵子
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２６年（フ）第３９５号
新潟市江南区天野599番地１　507号
債務者　川上　　一
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０６号
新潟県五泉市小山田833番地
債務者　齋藤　　忍
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８４号
三重県亀山市阿野田町1414番地３、前住所三重県亀山市みずきが丘74番地７
債務者　ロメロモデスタこと　ＲＯＭＥＲＯ　ＬＥＯＮ　ＭＯＤＥＳＴＡ
1　決定年月日時　平成26年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４７号
滋賀県彦根市原町600番地90
債務者　山田　仁秀
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１４９号
滋賀県彦根市開出今町1769番地
債務者　岡　　幸正
1　決定年月日時　平成26年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
大津地方裁判所彦根支部